

インターネット等に係る事件の状況(30年上半期)

～警察庁「平成30年上半期における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より～

平成30年上半期に、SNSを使って児童買春や児童ポルノ事件などの被害に巻き込まれた児童は全国で856人に上りました。前年同期よりも63人減少していますが、5年前の平成25年同期と比べて、1.4倍で250人以上多くなっています。

主な事例については、次のとおりです。



●児童買春

児童買春とは、18歳未満の児童に対価を支払って性行為に及ぶことをいいます。

このうち、SNSに起因する児童買春の被害児童数は203人でした。（前年比マイナス40人）

主な事例

◇46歳の男が、出会い系サイトで知り合った女性から紹介された女子中学生に、現金を供与する約束をしてホテルでわいせつな行為に及び、検挙されました。

●児童ポルノ（所持・製造）

児童ポルノとは、衣服をつけて胸等を見せ、性欲を刺激させたりする児童の写真等を所持することなどをいいます。

このうち、SNSに起因する児童ポルノの被害児童数は271人でした。（前年比マイナス18人）



主な事例

◇40歳の女が、金を借りていた男性（38歳）に勧められて、同人と共謀し、自宅で全裸にした9歳の娘を撮影し、検挙されました。

●児童福祉法違反

児童福祉法違反とは、児童に対して、わいせつな行為などをすることです。

このうち、SNSに起因する児童福祉法違反の被害児童数は13人でした。（前年比プラス1人）

主な事例

◇女子中学生ら少年少女5人が、売春で金を得る目的で出会い系サイトを使って客を募り、女子高校生と男性2人を引き合わせ、みだらな行為をさせ、検挙されました。

＜参考＞ 警察庁「平成30年上半期における少年非行児童虐待及び子供の性被害の状況」を参考に作成

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H30-1.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745（直通） メール：kenan@pref.fukui.lg.jp